

(別紙)

	御意見の要旨	御意見に対する回答
1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正対象は、現行の規則において申請等の際に使用する様式において押印欄があるものという理解でよいか。	御理解のとおりです。なお、今回の改正は主に「所管する行政手続等のうち、国民や事業者等に対して押印を求めているもの」に係る様式の押印についての改正を行うものです。
2	現在押印欄の無い廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則にて規定された申請等様式に「印」という文字を独自に追加して、当該箇所へ押印を強制している一部自治体がありますが、このような省令様式の改変は今後も許容され得るのか。	今般押印を廃止することとした様式も、従前から様式上押印を求めていなかった様式であって地方公共団体が独自に押印を求めていたものいずれについても、今般の押印廃止の制度改正の趣旨を踏まえて運用いただくことが望ましいと考えております。
3	水濁法施行規則様式第4及びダイ特法施行規則様式第2の受理書についても押印を不要とするべきである。	いただいた御意見は今回の意見公募の対象ではございませんが、水質汚濁防止法施行規則様式第4及びダイオキシン特別措置法施行規則様式第2に定める受理書の取扱いについても現在検討を行っているところです。
4	水濁法施行規則様式第4及びダイ特法施行規則様式第2の受理書の規定を廃止するべきである。	いただいた御意見は今回の意見公募の対象ではございませんが、水質汚濁防止法施行規則様式第4及びダイオキシン特別措置法施行規則様式第2に定める受理書の取扱いについても現在検討を行っているところです。
5	土壤汚染対策法に定める手続のうち、添付書類に同意書を要する手続きについて、同意書における押印は必ずしも必要ないと解釈してよいか。	いただいた御意見に係る添付書面は環境省の法令で様式や要件等を定めているものではなく、よって、今回の意見公募の対象ではございませんが、当該書面の押印又は署名の要否は土壤汚染対策法に限ったものではなく、一般的な文書の取扱いに準ずるものと考えます。
6	押印が不要となれば、個人事業主・法人代表者の意思表示であることをどのようにして担保するのか。特に法人の場合、申請・届出後に「従業員が勝手にやった。代表者としては届出することは認めていない。」などと抗弁された場合、どのように対応するのか。	個別の法律の状況や手続対象者の多寡、当該手続において添付することとされている文書の有無、手続の電子化がなされているか否か等も踏まえて、個別の制度及び地方公共団体の状況に応じて押印がない場合の真正性担保措置を示すものと考えています。具体的には以下の参考に記載したような手段により真正性を担保することを想定しております。 (参考：地方公共団体における押印見直しマニュアル（内閣府 令和2年12月18日））押印を代替する手段の例 (i) 継続的な関係がある者のeメールアドレスや既登録eメールアドレスからの提出 (ii) 本人であることが確認されたeメールアドレスからの提出（本人であることの確認には別途本人確認書類のコピー等のメール送信を求めることなどが考えられる） (iii) ID/パスワード方式による認証 (iv) 本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等）のコピーや写真のPDFでの添付 (v) 他の添付書類による本人確認 (vi) 電話やウェブ会議等による本人確認 (vii) 押印のなされた文書のPDFでの添付 (viii) 署名機能の付いた文書ソフトの活用（電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用等） (ix) 実地調査等の機会における確認

<p>7 押印省略を行うことで、法人の場合、担当者が稟議書をまわさずに勝手に届出ができてしまうが、法人の意思決定として届出がされているかどうかを確認するのか。</p>	<p>個別の法律の状況や手続対象者の多寡、当該手続において添付することとされている文書の有無、手続の電子化がなされているか否か等も踏まえて、個別の制度及び地方公共団体の状況に応じて押印がない場合の真正性担保措置を示すものと考えています。具体的には以下の参考に記載したような手段により真正性を担保することを想定しております。</p> <p>(参考：地方公共団体における押印見直しマニュアル（内閣府 令和2年12月18日））押印を代替する手段の例</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 継続的な関係がある者のeメールアドレスや既登録eメールアドレスからの提出 (ii) 本人であることが確認されたeメールアドレスからの提出（本人であることの確認には別途本人確認書類のコピー等のメール送信を求めることなどが考えられる） (iii) ID/パスワード方式による認証 (iv) 本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等）のコピーや写真のPDFでの添付 (v) 他の添付書類による本人確認 (vi) 電話やウェブ会議等による本人確認 (vii) 押印のなされた文書のPDFでの添付 (viii) 署名機能の付いた文書ソフトの活用（電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用等） (ix) 実地調査等の機会における確認
<p>8 押印を行うことは文書偽造等を防ぐ意味を持つと考えられるが、押印廃止や電子化で偽の申請等が誰でも簡単にやりやすくなることに対する対策はどのように考えるか。</p>	<p>個別の法律の状況や手続対象者の多寡、当該手続において添付することとされている文書の有無、手続の電子化がなされているか否か等も踏まえて、個別の制度及び地方公共団体の状況に応じて押印がない場合の真正性担保措置を示すものと考えています。具体的には以下の参考に記載したような手段により真正性を担保することを想定しております。</p> <p>(参考：地方公共団体における押印見直しマニュアル（内閣府 令和2年12月18日））押印を代替する手段の例</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 継続的な関係がある者のeメールアドレスや既登録eメールアドレスからの提出 (ii) 本人であることが確認されたeメールアドレスからの提出（本人であることの確認には別途本人確認書類のコピー等のメール送信を求めることなどが考えられる） (iii) ID/パスワード方式による認証 (iv) 本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等）のコピーや写真のPDFでの添付 (v) 他の添付書類による本人確認 (vi) 電話やウェブ会議等による本人確認 (vii) 押印のなされた文書のPDFでの添付 (viii) 署名機能の付いた文書ソフトの活用（電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用等） (ix) 実地調査等の機会における確認

9	<p>水質汚濁防止法などの設置・廃止・承継届出書の押印は、届出によって排出規制や計画変更命令の対象となるなど、権利義務が生じるものであることから、慣例的な認印とは異なる性質がある。このため、一律的に押印を廃止することに馴染まないものであり、基本的には反対である。</p> <p>(1) 届出書等の押印を廃止する場合には、本人（法人にあってはその代表者）が自署する（自署に代えて従前のおり押印でも差し支えない。）ことが考えられるが、一般的に自署は押印よりも事業者の負担が大きい。</p> <p>(2) 押印、自署のどちらも求めないものとするのであれば、届出書に特定施設等の使用権原を有することを証する書面（氏名変更にあつては、住民票の写し（法人にあっては、当該法人の登記事項証明書））の添付を義務付けるべきであり、単純な届出書様式の押印の廃止が認められるものではない。</p> <p>(3) 水質汚濁防止法等の使用届出書、土壌汚染対策法の土地の形質の変更届出書については、都道府県知事が届出者に受理書を交付する仕組みがないため、事業者（代表者）の意思決定が適切になされていない届出がされたとしても、当該事業者が届出されたことすら知る機会がなく、問題である。（押印を廃止すべきでない。）</p> <p>(4) 押印を廃止する場合に、自治体が独自の判断で、届出書の確からしさを高めるために行政指導として届出者に押印を求める又は届出書に証明書等を添付させることも考えられるが、このようなことになればかえって手続きが煩雑になる。（押印の方が合理的である。）</p>	<p>(署名について)</p> <p>今回の押印の廃止は、新型コロナウイルス感染症への対応として要望を受けたことを端緒として対応するものであり、テレワークや行政手続のオンライン化等を推進し、行政手続による国民の皆様様の負担を軽減することを目的としております。押印に代わり署名を求めるとした場合、この目的に照らすと適当ではないことから、押印廃止とともに、押印を行わない場合に押印に代わって行うこととしていた署名については併せて規定を削除することとしております。</p> <p>(真正性担保について)</p> <p>個別の法律の状況や手続対象者の多寡、当該手続において添付することとされている文書の有無、手続の電子化がなされているか否か等も踏まえて、個別の制度及び地方公共団体の状況に応じて押印がない場合の真正性担保措置を示すものと考えています。具体的には以下の参考に記載したような手段により真正性を担保することを想定しております。</p> <p>(参考：地方公共団体における押印見直しマニュアル（内閣府 令和2年12月18日））押印を代替する手段の例</p> <p>(i) 継続的な関係がある者のメールアドレスや既登録メールアドレスからの提出</p> <p>(ii) 本人であることが確認されたメールアドレスからの提出（本人であることの確認には別途本人確認書類のコピー等のメール送信を求めることなどが考えられる）</p> <p>(iii) ID/パスワード方式による認証</p> <p>(iv) 本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等）のコピーや写真のPDFでの添付</p> <p>(v) 他の添付書類による本人確認</p> <p>(vi) 電話やウェブ会議等による本人確認</p> <p>(vii) 押印のなされた文書のPDFでの添付</p> <p>(viii) 署名機能の付いた文書ソフトの活用（電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用等）</p> <p>(ix) 実地調査等の機会における確認</p>
10	<p>代表者印の代わりに、提出書類が正規な届出者からのものであることの確認方法を示していただきたい。</p>	<p>個別の法律の状況や手続対象者の多寡、当該手続において添付することとされている文書の有無、手続の電子化がなされているか否か等も踏まえて、個別の制度及び地方公共団体の状況に応じて押印がない場合の真正性担保措置を示すものと考えています。具体的には以下の参考に記載したような手段により真正性を担保することを想定しております。</p> <p>(参考：地方公共団体における押印見直しマニュアル（内閣府 令和2年12月18日））押印を代替する手段の例</p> <p>(i) 継続的な関係がある者のメールアドレスや既登録メールアドレスからの提出</p> <p>(ii) 本人であることが確認されたメールアドレスからの提出（本人であることの確認には別途本人確認書類のコピー等のメール送信を求めることなどが考えられる）</p> <p>(iii) ID/パスワード方式による認証</p> <p>(iv) 本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等）のコピーや写真のPDFでの添付</p> <p>(v) 他の添付書類による本人確認</p> <p>(vi) 電話やウェブ会議等による本人確認</p> <p>(vii) 押印のなされた文書のPDFでの添付</p> <p>(viii) 署名機能の付いた文書ソフトの活用（電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用等）</p> <p>(ix) 実地調査等の機会における確認</p>
11	<p>土壌汚染対策法施行規則（様式第六・第七・第十五・第二十）及び汚染土壌処理業に関する省令（様式第一・第六）の申請・届出に添付されていることとなっている土地の所有者等関係者の同意書や合意をえたことを証する書類の押印については、従前どおり紙の書面の作成・提出及び押印を求めることとする旨を明記すべき。</p>	<p>いただいた御意見に係る添付書面は環境省の法令で様式や要件等を定めているものではなく、よって、今回の意見公募の対象ではございませんが、当該書面の押印又は署名の要否は土壌汚染対策法に限ったものではなく、一般的な文書の取扱いに準ずるものと考えます。</p>

12	<p>1、届出書の受理に当たっては、民事訴訟法第228条第4項の規定により、押印の確認をもってその真正な成立を推定してきたと考えられるが、押印を廃止した場合、署名をもってその届出書を真正な成立を推定することとなるのか。</p> <p>2、その場合において、個人が届出者である時には、署名者の本人確認が必要となると思量するが、その取扱いについてはどのように想定されているのか。また、事業者が届出者である時には、どのようにして届出書の成立の真正を確認するのか。</p> <p>3、署名が困難な場合に押印が利用できるなどの押印の利便性も考慮し、一律な押印の廃止ではなく、押印と署名の選択制とするなど、弾力的な運用が図れるような制度改正としていただきたい。</p>	<p>個別の法律の状況や手続対象者の多寡、当該手続において添付することとされている文書の有無、手続の電子化がなされているか否か等も踏まえて、個別の制度及び地方公共団体の状況に応じて押印がない場合の真正性担保措置を示すものと考えています。具体的には以下の参考に記載したような手段により真正性を担保することを想定しております。</p> <p>また、今回の押印の廃止においては、新型コロナウイルス感染症への対応を端緒として、テレワークや行政手続のオンライン化等を推進し、行政手続による国民の皆様の負担を軽減することを目的としております。押印に代わり署名を求めるとした場合、この目的に照らすと適当ではないことから、押印廃止とともに、押印を行わない場合に押印に代わって行うこととしていた署名については併せて規定を削除することと致します。</p> <p>なお、民事訴訟法第228条第4項の規定は押印又は署名をもって真正な成立を推定することとしているところ、押印を廃止した場合に民事訴訟法第228条第4項に基づき、文書の真正な成立の推定はされないこととなりますが、この場合であっても、以下のような代替手段を取ることによって、文書の真正な成立を立証することは可能であると考えております。</p> <p>(参考：地方公共団体における押印見直しマニュアル(内閣府 令和2年12月18日)) 押印を代替する手段の例</p> <p>(i) 継続的な関係がある者のメールアドレスや既登録メールアドレスからの提出</p> <p>(ii) 本人であることが確認されたメールアドレスからの提出(本人であることの確認には別途本人確認書類のコピー等のメール送信を求めるとなどが考えられる)</p> <p>(iii) ID/パスワード方式による認証</p> <p>(iv) 本人であることを確認するための書類(マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等)のコピーや写真のPDFでの添付</p> <p>(v) 他の添付書類による本人確認</p> <p>(vi) 電話やウェブ会議等による本人確認</p> <p>(vii) 押印のなされた文書のPDFでの添付</p> <p>(viii) 署名機能の付いた文書ソフトの活用(電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用等)</p> <p>(ix) 実地調査等の機会における確認</p>
13	<p>水質汚濁防止法及び大気汚染防止法における都道府県等への各種届出の届出者については、各都道府県等では、従前から環境省からの通知等を基に、法人の代表者の押印に係る事業者の負担軽減から、法人の代表者から委任を受けた者であることを証する委任状の添付により、工場長名、支店長名等による届出を運用上認めているところである。今回の押印を求める規制を削除した場合、次の事項について、都道府県等宛て通知で明確にしていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人代表者印が不要となるため、工場長名、支店長名等での届出をする必要はなく法人代表者名での手続が可能となると考えてよいか。また、その場合の留意事項は何か。 ・法人代表者印が不要となるにもかかわらず、法人が工場長名、支店長名等での届出をする場合、委任状を添付させることとなるが、委任状への押印も不要と考えてよいか。また、その場合の留意事項は何か。 ・過去の環境省からの通知等の一部廃止等を行うのか。 	<p>いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではございませんが、当該書面の押印又は署名の要否は水質汚濁防止法及び大気汚染防止法に限ったものではなく、一般的な文書の取扱いに準ずるものと考えます。</p> <p>なお、水質汚濁防止法及び大気汚染防止法における都道府県等への各種届出の届出者について、法人の代表者から委任を受けた者であることを証する委任状を添付することにより、法人代表者名の代わりに工場長名や支店長名等による届出を運用上認めているところですが、現時点においてこの運用を変更する予定はありません。</p>

14	<p>押印を求める規定には、本人による署名に関する内容も記載されている。今回の改正で押印を求める規定を削除するときは、当該規定を全て削除するのか、それとも、本人による署名に関する内容だけ残して削除するのか。</p>	<p>今回の押印の廃止においては、新型コロナウイルス感染症への対応を端緒として、テレワークや行政手続のオンライン化等を推進し、行政手続による国民の皆様の負担を軽減することを目的としております。押印に代わり署名を求めることとした場合、この目的に照らすと適当ではないことから、押印廃止とともに、押印を行わない場合に押印に代わって行うこととしていた署名については併せて規定を削除することと致します。</p>
15	<p>個人の認印の廃止は賛成であるが、印鑑登録されている法人の印鑑での押印を現時点で廃止することは混乱を生ずる。法人の届出書の押印を廃止した場合、法人の担当者が提出したものか確認ができなくなる。また、下書きとして提出したものが、間違っって受け取られる可能性がある。さらに、現状では、平日忙しく提出に役所へ行けず、機器メーカー等に代理で提出してもらっている場合も、法人の了解を得て提出していることの証明がなくなる。なお、意志確認の必要でない、法人登記されている住所や代表者氏名の変更届においては、捺印は不要としても問題はないと考える。</p>	<p>本省令において押印を廃止する手続については、登記印・登録印を求めているものも含まれており、登記印・登録印を求めているものであっても、印鑑証明書の提出まで義務付けていなかった手続となります。すなわち、現行の様式においても、登記印・登録印を押印していても、それが実際に登録されている印であるかどうかまで確認しているとは限らなかったものであり、今回の見直しに際して、このような手続において、引き続き押印を求める必要性は低いと判断されたため、見直しの対象となったものです。なお、御指摘のような本人確認が必要であるものについては、必要に応じて押印に代わる真正性担保措置を取ることを前提として押印を廃止するものです。</p>
16	<p>本改正後に提出される書面に押印がないことから、民事訴訟法第228条第4項に基づく真正推定が働かないことになるが、それでよいか、あるいは、代表者の署名を必須として真正推定を行うように処理すればよいのか。また、申請の義人に不利益となる到達文書についても確認を行わず処理されているが、今後、到達文書の有効性が争われた場合の取り扱い如何。加えて、押印及び署名を不要とした場合においては、デジタル手続法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法による申請に際しても、同条第4項に規定する個人番号カードの利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置は不要になると解するがそれでよいか。本改正後は、証拠能力に乏しい書面を根拠に手続きを処理することとなるため、それに伴って争いが生じないようにする措置を併せて講じられたい。</p>	<p>押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）によると、民事訴訟法第228条第4項の規定により、本人による押印の効果として文書の真正な成立が推定されることとなるが、この推定が及ばない場合でも、文書の成立の真正は本人による押印の有無のみで判断されるのではなく、文書の成立経緯を裏付ける資料など、証拠全般に照らし、裁判所の自由心証により判断され、他の方法によっても文書の真正な成立を立証することは可能であり、本人による押印がなければ立証できないものではない、とされています。</p> <p>このため、別に代表者の署名を求めない場合には、押印を廃止した場合に民事訴訟法第228条第4項に基づき、文書の真正な成立の推定はされないが、この場合であっても、他の真正性担保措置を行うことによって、文書の真正な成立を立証することは可能であると考えております。</p> <p>また、具体的な制度ごとに対応は異なりますが、押印を廃止したことにより不利益が生じないよう、押印に代わる真正性担保措置を講じることを想定しており、仮に当該文書の真正性等を争う場合に文書の真正な成立を立証する際には、これらの代替措置を利用することを考えております。</p> <p>なお、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）（デジタル手続法）第3条第6号において署名等とは「署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。」と規定されております。このため、押印を廃止しても単に氏名を記載する記名を含め、同号に規定するいずれかに該当する事項が引き続き様式に残っている場合には、同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織による申請等において、同条第4項に規定する「署名等に代えることができる氏名又は名称を明らかにする措置」は引き続き必要となります。</p>

17	<p>届出者等の本人確認や届出等の内容が法人の所要の意志決定に基づいたものであることの確認をする必要があると考ええる。実際の運用の中で、どのような確認手段をとるのか示すべきではないか。併せて、なりすまし等による虚偽の届出等があった場合、当該届出等を契機とする行政処分の有効性について考えを示すべきではないか。一方、なりすまし等による虚偽の届出等に対し、受理書等の文書を発出ししない場合、届出等が虚偽である事実を認知できないまま相当期間経過することが考えられる。このような状況においても虚偽である事実が判明すればその時点で当該届出の効力は無効となるのか。</p>	<p>個別の法律の状況や手続対象者の多寡、当該手続において添付することとされている文書の有無、手続の電子化がなされているか否か等も踏まえて、個別の制度ごとに押印がない場合の真正性担保措置を定めることとしております。具体的には以下の参考に記載したような手段により真正性を担保することを想定しております。</p> <p>(参考) 押印に代わる真正性担保措置の例</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 継続的な関係がある者のメールアドレスや既登録メールアドレスからの提出 (ii) 本人であることが確認されたメールアドレスからの提出（本人であることの確認には別途本人確認書類のコピー等のメール送信を求めることなどが考えられる） (iii) ID/パスワード方式による認証 (iv) 本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等）のコピーや写真のPDFでの添付 (v) 他の添付書類による本人確認 (vi) 電話やウェブ会議等による本人確認 (vii) 押印のなされた文書のPDFでの添付 (viii) 署名機能の付いた文書ソフトの活用（電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用等） (ix) 実地調査等の機会における確認
18	<p>文書の作成をする届出者はもちろん、届出先となっている国や地方公共団体にとっても事務負担の軽減となるので、改正の概要については同意します。一方で、環境省関係法令に関して届け出られた情報に基づき、行政機関は罰則や行政処分を実施しているため、届出文書の真正性は担保される必要があると考えます。そのため、押印以上の事務負担にならない範囲で、届出先の行政機関が実施すべき届出者の本人確認の方法をお示しいただきたい。</p>	<p>個別の法律の状況や手続対象者の多寡、当該手続において添付することとされている文書の有無、手続の電子化がなされているか否か等も踏まえて、個別の制度及び地方公共団体の状況に応じて押印がない場合の真正性担保措置を示すものと考えています。具体的には以下の参考に記載したような手段により真正性を担保することを想定しております。</p> <p>(参考：地方公共団体における押印見直しマニュアル（内閣府 令和2年12月18日））押印を代替する手段の例</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 継続的な関係がある者のメールアドレスや既登録メールアドレスからの提出 (ii) 本人であることが確認されたメールアドレスからの提出（本人であることの確認には別途本人確認書類のコピー等のメール送信を求めることなどが考えられる） (iii) ID/パスワード方式による認証 (iv) 本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等）のコピーや写真のPDFでの添付 (v) 他の添付書類による本人確認 (vi) 電話やウェブ会議等による本人確認 (vii) 押印のなされた文書のPDFでの添付 (viii) 署名機能の付いた文書ソフトの活用（電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用等） (ix) 実地調査等の機会における確認

19	<p>本人確認の方法を整理せずに押印を廃止するだけでは、書類に対する信用性の確保が難しい。当事者間のトラブル・訴訟等に発展する可能性もあることから、不正な手続が行われる事態に備えて、押印に代替する具体的な本人確認手段について、あわせて提示してほしい。</p> <p>また、環境法令に基づく手続きには公害事故を事前に防止する目的のものも多いため、押印を廃止することで、事業者の一担当者や事業者から委託を受けた第三者が、押印の権限を持った届出者の確認・承認を得ずに手続きを行い、責任者の確認漏れや当事者意識の希薄化をもたらし、公害事故を誘発しやすい状況を作り出す今回の押印廃止には懸念がある。</p>	<p>個別の法律の状況や手続対象者の多寡、当該手続において添付することとされている文書の有無、手続の電子化がなされているか否か等も踏まえて、個別の制度及び地方公共団体の状況に応じて押印がない場合の真正性担保措置を示すものと考えています。具体的には以下の参考に記載したような手段により真正性を担保することを想定しております。</p> <p>(参考：地方公共団体における押印見直しマニュアル(内閣府 令和2年12月18日)) 押印を代替する手段の例</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 継続的な関係がある者のメールアドレスや既登録メールアドレスからの提出 (ii) 本人であることが確認されたメールアドレスからの提出(本人であることの確認には別途本人確認書類のコピー等のメール送信を求めることなどが考えられる) (iii) ID/パスワード方式による認証 (iv) 本人であることを確認するための書類(マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等)のコピーや写真のPDFでの添付 (v) 他の添付書類による本人確認 (vi) 電話やウェブ会議等による本人確認 (vii) 押印のなされた文書のPDFでの添付 (viii) 署名機能の付いた文書ソフトの活用(電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用等) (ix) 実地調査等の機会における確認
20	<p>大気汚染防止法第26条に基づく報告を求めることができる対象として、同法施行令第12条に「関係帳簿類」が示されているが、これには事業者が電子により保存している記録を含むと解してよいか。</p>	<p>いただいた御意見は今回の意見公募の対象ではございませんが、大気汚染防止法第26条に基づく報告の徴収の対象は書面に限られるものではありません。</p>
21	<p>改正対象条項等から受理書様式が外されているが、受理書についての押印はどのように考えているのか。</p>	<p>いただいた御意見は今回の意見公募の対象ではございませんが、御指摘の受理書の取扱いについても現在検討を行っているところです。</p>
22	<p>改正対象条項等から身分証明書様式が外されているが、身分証明書についての押印はどのように考えているのか。</p>	<p>今回の改正は主に「所管する行政手続等のうち、国民や事業者等に対して押印を求めているもの」に係る様式の押印についての改正を行うものであり、御指摘の身分証明書への行政機関の押印の取扱いについては、引き続き検討を行ってまいります。</p>
23	<p>届出において、押印を廃止した後の原本の識別や管理についてはどのように考えているのか。(現状は、代表取締役の印をもって識別されている。)</p>	<p>各法令の運用に係る内容であり、各法令の手続ごと、また受領する行政機関ごとに状況が異なるため、一概にお答えすることは困難ですが、現行法令においても様式上押印を求めている文書もあることから、当該文書と同様に取り扱うことを想定しております(例えば、文書を受け付ける際に、行政機関内でも受理日を記載するなどの処理を行っている場合もあり、このような処理を行っているもので識別することも可能であると考えております。)</p>
24	<p>フレキシブルディスクによる届出の記載があるが、現在では現実的でないため、オンライン手続きを検討するタイミングで削除してほしい。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の行政手続のオンライン化に向けた検討の参考にさせていただきます。</p>

25	届出においては、別紙とともに多量の添付書類が想定されるが、オンライン手続きでは多量の添付書類の扱いをどのように考えているのか。	今回の意見募集の内容と直接関係はございませんが、デジタルガバメント実行計画においても、行政手続のオンライン化を進めていくに当たり、添付書類の簡素化も併せて検討することとされておりますところ、このような政府方針も踏まえ、いただいた御意見は、今後の行政手続のオンライン化に向けた検討の参考とさせていただきます。
26	届出をオンライン手続き出来るように、国で統一したシステムを導入してくれるのか。	いただいた御意見は、今後の行政手続のオンライン化に向けた検討の参考にさせていただきます。
27	届出をオンライン手続き出来るようにした場合、届出書の提出部数等はどうか。	今回の意見募集の内容に係る御意見ではなく、対象となる手続によって適用される法令が異なるため、一概に回答することは困難ですが、例えば、環境省単管の法律（当該法律において別に定めている法律を除く。）であれば、環境省の法令のオンライン手続について規定している環境省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年環境省令第7号）において、紙による提出においては複数の部数を求めている手続であっても、オンラインにより提出した場合には一度提出すれば複数部数提出したものとみなすこととしております。
28	紙ベースでの申請において、申請者が誤記等により修正を行う場合、これまで訂正印を求めていたが、押印廃止となった場合には、修正箇所を押印することなく見え消しによる上書き等で修正を行うことを認めると考えて良いのか。また、将来的に電子システムでの申請を見据えた場合、全国で入力フォーマットの統一化による申請者の負担軽減や、自治体のシステム導入費用負担軽減のため、国からのシステムの提供をお願いしたい。	押印廃止の趣旨を踏まえれば、修正者の誤記等による訂正についても訂正印の押印を求めない訂正方法（見え消しによる上書き等）を認めることが適当だと思われれます。また、いただいた御意見は今後の行政手続のオンライン化に向けた検討の参考にさせていただきます。
29	電子申請による届出受理から届出情報の管理までペーパーレスで対応可能な各種公害防止関係法令に係るシステム整備を要望する。	いただいた御意見は、今後の行政手続のオンライン化に向けた検討の参考にさせていただきます。
30	届出事業者に対し、命令罰則が伴う法令において、代表者が届け出ていることの担保が必要と考える。	<p>個別の法律の状況や手続対象者の多寡、当該手続において添付することとされている文書の有無、手続の電子化がなされているか否か等も踏まえて、個別の制度及び地方公共団体の状況に応じて押印がない場合の真正性担保措置を示すものと考えています。具体的には以下の参考に記載したような手段により真正性を担保することを想定しております。</p> <p>（参考：地方公共団体における押印見直しマニュアル（内閣府 令和2年12月18日））押印を代替する手段の例</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 継続的な関係がある者のメールアドレスや既登録メールアドレスからの提出 (ii) 本人であることが確認されたメールアドレスからの提出（本人であることの確認には別途本人確認書類のコピー等のメール送信を求められるなどが考えられる） (iii) ID/パスワード方式による認証 (iv) 本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等）のコピーや写真のPDFでの添付 (v) 他の添付書類による本人確認 (vi) 電話やウェブ会議等による本人確認 (vii) 押印のなされた文書のPDFでの添付 (viii) 署名機能の付いた文書ソフトの活用（電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用等） (ix) 実地調査等の機会における確認

31	<p>騒音規制法施行規則様式第1から様式第4まで、大気汚染防止法施行規則様式第1、様式第2の2、様式第3、様式第3の2、様式第3の4、様式第3の5まで（大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令による改正後の各様式も含む。）、振動規制法施行規則様式第1から様式第4まで、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則様式第1の届出は、当該届出の審査を行うにあたり、各様式の別紙に記載される数値の根拠資料や設置される施設の図面、処理装置等の処理方式・構造図など、多量の事を事前に確認しなければならないため、正本、副本による同一書面を用いた対面による対応が必要である。また、当該届出において、規制基準に適合しない場合にあっては、届出者への計画変更命令等の措置を講ずる必要があることから、届出者が真実の作成者であると認められる「形式的証拠力」及びその届出書に示された内容が信用できるものである「実質的証拠力」の双方が必須となることから、届出者の押印も必要である。</p>	<p>令和2年6月19日付で内閣府、法務省及び経済産業省より発出されている「押印についてのQ & A」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00095.html)の問2によると、形式的証拠力は「その文書の作成者とされている人（作成者名義人）が真実の作成者であると相手方が認めるか、そのことが立証されていること」で認められるため、押印以外の手段によっても形式的証拠力が認められる場合があります。また、実質的証拠力については文書に示された内容の問題であり、これについては、現状でも押印によって担保されているものではありません。よって、押印を廃止しても書類の証拠力の観点からは現在の運用と差異は無いと考えております。</p>
32	<p>書面での押印（又は署名）の廃止には反対である。押印又は署名は、その存在により、刑法等で特別な扱いをされる事になるものであるが、これを伴う事は、正当性・公正性の確保に有用であるので、押印又は署名は必要と考える。例外として、電子手続における基準を満たした電子署名を用いての手続きがあるが、その様な代替の策が無い場合は、通常、従前と同様に、押印又は署名を伴う形とされたい。国民としては事務で虚偽・不法が発生しない事を強く求めるが、そのための保護が法的及び物理的技術的になされるようにされたい。</p>	<p>法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続については、「経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）」及び「規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）」に基づき、各府省は、原則として全ての見直し対象手続について、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正を行う（年内の対応が困難なものについては見直しの方針を明らかにすることとされており、本省令案では上記方針に沿って環境省関係法令の改正を行うものです。なお、これらの閣議決定については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から押印等について制度の見直しを行うよう要望があったことを受けて、検討を行った結果を踏まえて取りまとめられたものです。押印を廃止しても、適切な代替策を取れば文書の真正性の確保は可能だと考えておりますが、仮に文書の改ざん等法令違反となる行為がなされた場合には、法令に従い、引き続き厳正に対処してまいります。</p>

このほか、本意見募集に関係のない御意見が1件ありました。